

損害賠償及び和解に関する件

令和6年（2024年）2月14日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市東区在住者

2 事故の概要

(1) 昭和55年9月13日、札幌市豊平区福住2条7丁目路上において、環境局の^{じんかい}塵芥車が、その前方を右方向から通過しようとした相手方の自転車に衝突した。

(2) これにより、相手方は、外傷性右股関節症等の傷害を負い、約3か月間入院し、及び約27年間通院したほか、右股関節の機能障害等の後遺症を負ったため、本市は、平成22年6月に、示談金31,703,369円を支払った。

(3) その後、相手方は、(2)の後遺症の悪化に伴う人工関節置換術の施術により、右股関節の著しい機能障害の後遺症を負った。

3 損害賠償の額（2(3)の施術により負った後遺症に係るもの）

13,063,300円

（理 由）

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。